

# 電波監理審議会（第961回）議事要旨

## 1 日 時

平成22年12月8日（水）15:00～

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

### (2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

### (3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

田中情報流通行政局長、稲田官房審議官、大橋総務課長 他

## 4 議 事 模 様

### (1) 放送用周波数使用計画の一部変更案について

（諮問第35号）

放送用周波数使用計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### ア 総務省の説明

放送用周波数使用計画で地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が3Wを超える中継局のチャンネル及び空中線電力が規定されているところ、地上デジタルテレビジョン放送の送信所として東京スカイツリーを利用予定である放送事業者のうち、近隣県の放送局との混信を回避する必要がある放送事業者（東京メトロポリタンテレビジョン株式会社）について、東京スカイツリーからの送信周波数として、地上アナログテレビジョン放送終了後（平成23年7月25日以降）UHF16チャンネルの使用が可能となるよう、放送用周波数使用計画を変更するものである。

## イ 主な質疑応答

・チャンネルが変更になるということは視聴者に何らかの対応をさせるケースも発生するのか、との質問に対して、そのとおりであり、放送事業者の視聴者に対する周知や対応が適切に行われるよう指導に努めるとの回答があり、また、現在使用している20チャンネルと今後切り替わる予定の16チャンネルは一時期サイマルで放送を行い、円滑に移行するための作業期間を設ける、との回答があった。

・東京スカイツリーを送信所とする前から16チャンネルの電波が出せるのか、との質問に対して、今回は放送用周波数使用計画上の変更であり、東京スカイツリーの建設状況とは関連しない、との回答があった。

## (2) 地上デジタルテレビ放送の都市難視聴地域における共同受信施設への経費助成業務の認可について (諮問第36号)

日本放送協会（以下「NHK」という。）の地上デジタルテレビ放送の都市難視聴地域における共同受信施設への経費助成業務の認可について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

### ア 総務省の説明

NHKの地上テレビジョン放送の都市難視聴地域において、地上デジタルテレビジョン放送を安定的かつ継続的に受信することができるよう共同受信施設の新設または改修を行う施設所有者または管理者に対して国が経費の2分の1を助成しているところ、今般NHKが経費の4分の1を助成するという業務について認可申請があったものであり、放送法に基づき審査した結果、適当であると認められることから本件申請を認可することとしたいとするものである。

## イ 主な質疑応答

・本件はNHKの電波に対する補償であり民放の電波は含まれていないものなのか、との質問に対し、そのとおりであり、NHKを受信できるようにするための最低限の措置としての支援である、との回答があった。

・国とNHKの助成はどのくらいの比率か、との質問に対し、国の助成は所要経費の2分の1であり、NHKが行おうとする助成は所要経費の4分の1（上限100万円）であるため、総合すると国及びNHKが助成するのは所要経費の4分の3であり、4分の1を施設所有者または管理者あるいは地域住民が負担することとなる、との回答があった。

・アナログ放送からデジタル放送への移行に伴い、アナログ放送で共聴施設を使ってい

たところは新たに個別受信に切り替えなければならなくなるため費用負担が発生すると考えるが、それに対する助成はあるのか、との質問に対し、直接の支援は行っておらず、VHFのアンテナをUHFのアンテナに立て替える場合の費用負担は原則自己負担となるが、都市部や実際に受信障害が解消されるところは電波が強く、アンテナを立てなくても簡易アンテナのようなもので費用を軽くする方法もあるため、そのような方法も含め適切に周知するよう取り組んでいる、との回答があった。

・実施計画の必要経費を28億円と計上しており、平成22年度分は収支予算及び資金計画に計上済みのようであるが、確実に予算が確保されているのか、との質問に対し、NHK予算は今年3月に国会で審議のうえ額が決定されており、大きく増減するような話はない、との回答があった。

**(3) 外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時提供業務の認可について** **(諮問第37号)**

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時提供するNHKの業務の認可について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

NHKが外国へ放送している外国人向け国際放送番組（「NHKワールドTV」）が日本国内に在住する外国人でも視聴できるよう、放送と同時に当該番組を国内のケーブルテレビ（CATV）事業者提供業務についてNHKから認可申請があったものであり、放送法に基づき審査した結果、適当であると認められることから本件申請を認可することとしたいとするものである。

イ 主な質疑応答

・NHKが放送している番組は、ほぼ全てCATV事業者が放送できるのか、との質問に対し、今回認可申請のあった外国人向けテレビジョン国際放送の番組であればできるようになる、その他のチャンネルについては認可の対象外であるが、国内放送番組については従来から再送信を行なうことができるとの回答があった。

**(4) 日本放送協会の委託国内放送業務の廃止の認可について** **(諮問第38号)**

本件は、諮問第39号と関連する事案であったため、諮問第39号と一括して総務省の説明があった。

**(5) 日本放送協会の委託国内放送業務の認定について** **(諮問第39号)**

NHKの委託国内放送業務の認定について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### ア 総務省の説明

平成22年2月に決定した放送普及基本計画の変更により、NHKのBSデジタル放送の3番組（BS1、BS2、BSHi）について委託国内放送業務の廃止の認可を行ったうえ、ハイビジョン2番組（「新BS1」、「新BS2」）の委託国内放送業務の認定を行うことにより番組の再編成を行うものであり、今般NHKより平成23年4月1日を切り替え時期として現行の委託国内放送業務の廃止の認可申請及び新規の委託国内放送業務の認定の申請があったため、放送法に基づき審査した結果、適当であると認められることから、本件申請を認可及び認定することとしたいとするものである。

#### イ 主な質疑応答

- ・視聴者はチャンネルを設定し直す等の作業が必要になるのか、との質問に対し、設定のやり直しは必要ないが、視聴者に対して十分に周知を行う、との回答があった。
- ・視聴者からするとBSHiチャンネルがなくなってしまったように見える可能性もあるが、との指摘に対し、そういった点も含め、リモコンのボタン設定等視聴者に若干作業が発生するような部分についても十分な周知を行っていく、との回答があった。

### (6) その他

株式会社ウィルコムが2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画に関して、Wireless City Planning株式会社への認定開設者の地位の承継を許可したことについて、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)